■弘前大学哲学会(講演)

フランスの高校(リセ)の哲学教育について

白 井 成 雄

フランスの中等教育の大きな特徴として、最終学年(日本で言えば高校3年)で哲学を教えることがあげられます。ヨーロッパのよその国でも中等教育レベルで哲学を教えているところはありますが、フランスの場合この科目に伝統的に特別に力が入れられていると言ってよいと思います。

その力の入れようを具体的に時間数で申しますと、将来人文系に進むコースですと週8時間、理系に進む生徒の場合でも4時間が当てられ、これが生徒全員に必修とされます。そして大学入学資格試験(バカロレア)には、文理を問わず哲学の筆記試験(作文)が課せられており、文系の場合ですと試験全科目の点数の中で占める哲学の点数の割合は20%を超え、単一科目としては一番ウエイトの重い配点になっています。

ではこれほど力を込めている科目の教育目的は何かと言うと、別に古今の大哲学者の学説を教える点にはありません。そうではなく、この科目の目的は、高校を卒業して、これから一人の大人として人生を歩み出す若者に、既成の価値観にとらわれず、自由で自主的に物事を考え判断する能力を身につけさせ、またその自主的な判断をできるだけ正確な言葉を用いて論理的にきちんと表現する力をつけさせようという点にあると言ってよく、また、そうした若者が将来のフランス社会を形成してゆくことを願っている、そうした願いを込めて設けられている科目だと言えます。

これはいわば「ものを言う市民」の育成とも言え、社会がある程度民主化していないと、なかなか定着しない教育制度です。

フランスでリセはナポレオンの時代に制定され、最終学年で哲学を教えるシステムは当時から徐々に形成されてきました。しかし、19世紀のフランスはナポレオン帝政のあと王政復古があり、また短い共和政の時期を経て第二帝政に移行するというように、まさに政治的動乱の世紀でした。そのため、この政治的体制の変化に伴い、その時々の哲学教育もいろいろな影響を受けています。

たとえばナポレオン時代には「公教育は神と皇帝という二つの理念に結びつかねばならない」との通達が出されておりますから、哲学の授業に現在見られるような「自由」の息吹が感じられることはなかったでしょう。

王政復古時代になると哲学はラテン語で教えられねばならないことが定められます。こ

れには、フランス語で書かれた新しい啓蒙思想が哲学教育に入り込むのを防ぐ意味合いが あったのでしょう。

さらに、当時の哲学教育には宗教教育も入りますが、このさい、もっぱらカトリックの立場に立つことが求められました。そして哲学教員になるための資格試験の試験官には、すべて聖職者があたっていました。

また第二帝政下では教育界への思想統制は一段と厳しくなり、「歴史や哲学の授業は知性が未発達の少年たちに教えるべきではない」として、哲学の授業が一時廃止されたこともありました。

しかしこうした束縛を受けながらも、フランスの哲学教育は19世紀を通じて、特にヴィクトール・クザンの尽力により、制度として教育界に徐々に根をはってゆきます。ヴィクトール・クザンの哲学的立場はよく「折衷主義」という名の下に批判的に捉えられますが、しかし、公教育の制度としてみた場合、政治と宗教の影響を出来るだけ排除しようとし、ある特定の立場に立たず、哲学思想の歴史の中に多様な主義を認め、それを広く取り入れようとした彼の姿勢は重要だったと思われます。

いずれにせよ、「自由」を基調にした現在のリセの哲学教育の精神が社会全体から異論なく受け入れられるようになるのは、結局1871年に第三共和制が成立し、そして1905年に政教分離が確立され、公教育から宗教の直接的影響が排除されるようになってからのことになります。

なお最近イスラムの家庭の子女がスカーフをかぶって登校する問題を巡り、フランスでは激しい議論が巻き起こり、公教育サイドはこの点についてかなり厳しい制限を加えているようですが、これも宗教と公教育の葛藤の長い歴史を踏まえた上での措置であることは言うまでもありません。ただし一言付け加えるならば、19世紀から20世紀初頭にかけての問題は、社会に大きな力を振るっていたカトリックと公教育との関係であったのに対し、現在のフランス社会においてイスラムの勢力はマイノリティーですから、問題として異なった側面を含むことも事実です。

ではこの哲学教育の具体的中身は何かといえば、その基本は文部省の省令で定められており、現在(2003年以降)は別表¹で見られるように5つ大枠の下に、23のテーマが取り上げられています。ただこの点については時代とともに多様な変遷があり、たとえば 現在容易に手に入るフランスの哲学教科書の翻訳として、ポール・フルキエ『哲学講義』(筑摩書房)がありますが、この1960年代の代表的教科書の構成、テーマ設定はまたかなり異なっております。御参照していただけたらと思います。

現在の5つの枠組みについて一言だけのべるなら、第一の『主体』という枠組みでは、 まず考える自覚的主体として個としての人間が扱われ、意識、無意識などのテーマから始 められます。「心理学」の分野にほぼ呼応していると言えます。

第二の枠組みの『文化』では、集団としての人間が先史以来、何らかのレベルで常に持っていた言語、芸術、技術、宗教など人類文化の普遍的な特徴に生徒の目を向けさせ、

人類の文化の基本は何なのかを考えさせようとしています。

第三の枠組みは『理性と現実』となっています。哲学教育は高校三年で集中的に行われますが、この枠組みでは高校二年までにならった諸教科の特徴的な思考法を総合的に捉えなおすことを目的としています。大学レベルでいうなら諸学問の方法論といえばよいのかもしれません。

第四の枠組みは『政治』です。『政治』を独立した一つの枠組みとして取り上げることは新しい傾向で、哲学が現代社会の諸問題に直接向き合わなければならない、という自覚の表れかと思います。そしてこの問題が、「社会」というテーマでは自由主義、社会主義というように経済的側面から、「国家」というテーマでは民主主義、絶対主義というような政治的体制の側面から扱われます。また「権利」「正義」というテーマもこの枠組みに挙げられていますが、ここでいう「権利」とは「人権宣言」に謳われている「人間は権利において平等に生まれる」という意味での権利でして、豊かなアメリカに生まれようが、貧困のアフリカに生まれようが、人間として等しく尊重される権利があることが教えられ、そしてその「権利」を保障し、実現することが「正義」であるとされています。

最後の第五の枠組みとして『道徳(モラル)』があり、そこでのテーマは「自由」、「義務」、「幸福」となっております。「自由」をめぐってはいろいろな議論が出来るでしょうが、ここではまず「種々の束縛からの解放」という側面から「自由」の問題が取り上げられます。それは第一に人間に対して猛威を振るう自然の束縛からの科学の力による解放です。つぎにたとえばファシズムのような社会的束縛からの解放でありますが、この点では弱肉強食の言葉が示すように、強者の自由は弱者の不自由をもたらす可能性がありますから、「法」による束縛が社会全体に、かえって大きな自由を生み出す点も指摘されます。そして最後に個人レベルの問題ですが、いわゆる個人の欲望に基づく自由奔放な行動は個人が欲望に束縛されている不自由な状態として捉えられます。ですから「自由」とは理性と倫理を基盤にしながら日々熱慮反省して創造される状況であり、この「自由」の実現を「意思的自由」を持って目指すのが人間の義務であり、そこに幸福もある、というふうに論じられるのが普通かと思います。

取り上げるべきテーマは以上のように文部省令で定められていますが、もう一つ省令で定められているのは、こうしたテーマを論じる際に支えとして参考にすべき哲学者名であり、そこにはプラトン、アリストテレスから始まり現代にいたる数十人の哲学者・思想家の名前があげられています。なおここで一つ補足しますと、この数十人にわたる哲学者、思想家はギリシャ、ローマ以来のいわゆる西洋の哲学者であり、そこにイスラムの世界とか東洋の思想家名が入ったことは一度もありません。この点が今後グローバル化の進む世界の中でどのようになるのか、将来西洋以外の思想家も取り上げられてゆくのかどうか、気になるところです。

以上が哲学教育のテーマとその材料ですが、つぎにその教育方法について申し上げます。

哲学教育の指導要領は時々出されますが、それを瞥見しますと、哲学教育の基本精神として、先に申しましたように、「自由」がよく謳われています。

その自由とは、まず先生が自分の意見を自由に述べる権利ですが、それと同時に、その 先生の意見を唯一絶対のものとして押し付けるのではなく、別の意見があることも紹介し て、生徒の自主的な判断力の形成を促すよう、生徒の自由も守られるべきである、とされ ています。

また注目すべきは、指導要領が「教科書」の使用には否定的なことです。高校の哲学の教科書とでもいえるものは多くありますが、こうした教科書的なものはいわば参考書と位置づけるのが正しいのかもしれません。なぜ指導要領で教科書の使用にネガティヴかといえば、教科書を使えばその陰に先生が隠れてしまう可能性があるからです。そうではなく、哲学のクラスでは、先生が自分の言葉で語ることが大事で、先生の思索する姿勢に直接接し、生徒が先生の自由な精神の発露を目の当たりにすることのほうが、抽象的で正確な知識を受け入れるより、教育効果が大と見做されているようです。

さらに特筆すべきは作文教育の重視です。フランスの教育ではどの科目でも作文を重視しますが、最終学年におかれた哲学の作文は、いわばそれまでの学年の種々な科目での作文の総仕上げと考えられ、月に一回くらい長文の作文を書かせ、思想の明確な表現の訓練がなされます。日本流に言えば起承転結がはっきりした、自分の主張の反対意見をも乗り越えるような形の、ロジカルな展開の文章記述が求められ、ただ単純に「私はこう思う」というような主観的、印象主義風の文体は否定されます。

以上のような教育を受けて、生徒たちはバカロレアに臨み、通常 4 時間の時間をかけて 作文を書きます。今年の文系の試験問題は「正義とか不正義というものは慣習的なものに すぎないものか?」、あるいは「言語はコミュニケーションにだけ役立つものか」という 二者択一の問題になっていました。

こうした問題ですから、採点の基準の設定は当然難しく、いわゆる公平さが保ちにくいことは目に見えています。また日本と異なりフランスでは人種は多様ですから、大衆化した中等教育において、多様な文化的背景を持つ生徒の作文力を均質に高いレベルに保つことは至難の技といえましょう。事実、他の教科には見られないことですが、バカロレアの哲学の点数は20点満点で10点以下が三分の二を超えるそうです。現場の哲学の先生からは教育の困難さについて悲鳴に似た声が上がっているとも聞きますし、また近年の人文科学の多様な発達にかんがみ、哲学教育を廃止し、人文諸科学の基礎を個別的に教えるべきだと主張する人々もいるようです。しかし他方では、哲学の授業をもっと親しみやすい形で低学年から始めるべきだという意見もあります。いずれにせよ、種々の困難をはらみながらも、フランスは今もこの制度を守り続けており、これからもこの伝統がそう簡単に崩れるとは思えず、やはり私たちも注目してよい教育制度だと思っております。

1 文系プログラム(※は理系プログラム)

主 体	※意識 / 知覚 / ※無意識 / 他者 / ※欲望 / 実在(実存)と時間
文 化	言語 / ※芸術 / ※労働と技術 / ※宗教 / 歴史
理性と現実	理論と実験 / ※証明 / 解釈 / ※生命体 / ※物質と精神 / ※真理
政治	※社会 / ※正義と権利 / ※国家
道徳	※自由 / ※義務 / ※幸福

(以上の文は、2005年8月24日、青森県日仏協会弘前支部第14回例会での話、「ノルマンディーの思い出~~副題:フランスの高校の哲学教育について」から哲学教育に関する部分を抜き出し、若干手を加えたものです)

(名古屋大学名誉教授)